

社員候補者選考基準

制定 平成 21 年 9 月 8 日

改正 平成 22 年 7 月 15 日

社員候補者選考委員会は、社員選出規程第 1 3 条に基づき社員候補者の選考基準を次のとおり定める。

1 社員の資格基準

社員の資格基準は、社員選出規程第 2 条に定めるとおりとする。

2 社員候補者の選考要件

社員候補者は、上記の資格基準を満たした会員のうち以下の要件にあてはまる会員の中から選考する。

(1) 連盟の事業や経営に深い関心と理解を持ち、経営及び運営に対して次の視点から有意義な提言やチェック等を行うことが可能であること。

- ① 経営的視点
- ② 社会貢献からの視点
- ③ 地域経済的視点
- ④ 自動車及び自動車使用における多様な分野の専門家としての視点
- ⑤ その他の専門家としての視点
- ⑥ 会員としての視点

(2) 自動車使用環境の健全な発展並びに会員の利益の増進を図る観点から、社員に相応しい見識や公正な判断力を有していること。

(3) 総会への出席等、社員として積極的かつ十分な活動が可能なこと。

以 上